石巻市外部公益通報所管課一覧

R6.11.22　現在

項番	法律名	処分・勧告を行う権限を有する事務内容	所管課
1	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	（第56条）避難のための立退きの準備、その他措置について、通知、勧告 （第59条）災害拡大防止のための設備、物件の除去、保安、その他の必要な措置の指示 （第60条）避難の指示、高所への移動、退避、待避、緊急安全確保措置の指示（第63条）警戒区域の設定、立入り制限禁止、退去 （第76条-6)車輌の移動	危機対策課
2	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）	（第4の2）市長が火災予防のため、消防団員に立入、検査、質問をさせることができる.	危機対策課
3	大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）	（第23条）警戒宣言が発せられた場合に、地震防災応急対策の指示、物件の除去、保安、その他必要な措置等を指示、勧告、要請する。	危機対策課
4	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平茂十六年法律第百十二号）	市区町村の対応に関するもの	危機対策課
5	大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）	（第28条）復興整備事業の実施に支障のあるときは、事業者へ設計の変更、その他措置の勧告	復興推進課
6	悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）	（第８条）当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。	環境課
7	振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）	（第９条）その届出をした者に対し、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。（第12条）当該特定工場等を設置している者に対し、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 （第15条）当該建設工事を施工する者に対し、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。	環境課
8	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）	（第９条）その届出をした者に対し、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 （第12条）当該特定工場等を設置している者に対し、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 （第15条）当該建設工事を施工する者に対し、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。	環境課
9	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）	機械・工具の作動音振動、モーター音振動など規制対象設置事業場で公害防止統括者等の組織が適正に整備されていない場合	環境課
10	墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）	公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限、若しくは禁止を命じ、許可を取り消すことができる	環境課
11	水道法（昭和３２年法律第１７７号）	（第３７条）専用水道又は簡易専用水道の設置者が、専用水道の管理について、施設等の改善指示に応じず、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。	環境課
12	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	浄化槽清掃業許可に関すること。	廃棄物対策課
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	一般廃棄物処理業許可（し尿・浄化槽汚泥）に関すること。	廃棄物対策課
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	一般廃棄物処理業許可の取消し 一般廃棄物処理業許可業者に対する事業停止処分	廃棄物対策課
15	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）	（介護予防）地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所で、人員・設備の基準違反、介護報酬の不正請求、その他運営について不適切な運用が行なわれる場合	介護福祉課
16	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	社会福祉法人の監督	保健福祉総務課
17	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	特定障害児相談支援事業所の指定、指導監査	障害福祉課
18	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）	指定特定相談支援所の指定、指導監査	障害福祉課
19	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）	障害者差別解消支援地域協議会における秘密保持義務に関するもの	障害福祉課
20	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）	（第19条、第24条、第25条）申請による保護の開始及び変更、職権による保護の開始の決定及び変更の決定 （第26条、第28条）保護の停止又は廃止決定、調査に応じないとき等の保護の開始若しくは変更申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止決定 （第27条、第62条）指導及び指示、指示等の義務に違反したときの保護の変更、停止又は廃止決定処分 （第63条、第77条、第78条）費用返還の決定処分、費用徴収決定処分	保護課
21	生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）	（第6条）住居確保給付金の支給 （第18条）不正利得の徴収決定	保護課
22	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	市町村長は、家庭的保育事業等が市が定める基準に適合しないと認められるに至った旨を勧告し、その事業者が勧告に従わず、かつ児童福祉に有害であると認められる場合は、必要な改善を命ずることができる。（児童福祉法第三十四条の十七第四項）	子ども保育課

石巻市外部公益通報所管課一覧

R6.11.22　現在

項番	法律名	処分・勧告を行う権限を有する事務内容	所管課
23	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	（第39条）特定教育・保育施設の設置者への勧告 （第51条）特定地域型保育事業者への勧告 （第57条）業務管理体制の整備に関する事項に関する届出を行った特定教育・保育提供者への勧告 （第58条の9）特定子ども・子育て支援提供者への勧告	子ども保育課
24	家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）	販売事業者への立入検査・報告徴収・指示・公表等の事務	商工課
25	消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）	販売事業者への立入検査・報告徴収・提出命令等の事務	商工課
26	食品表示法（平成二十五年法律第七十号）	販売事業者への立入検査・報告徴収・指示・公表等の事務	商工課
27	電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）	販売事業者への立入検査・報告徴収・提出命令等の事務	商工課
28	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）	（第10条）鳥獣の捕獲等の許可に関する措置命令、許可取消 （第22条）鳥獣の飼養の登録に関する措置命令、登録取消 （第24条）販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する措置命令、許可取消	ニホンジカ対策室
29	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	都市計画法のうち、市区町村の許可・命令等に関するもの	都市計画課
30	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	道路占用許可等	道路課
31	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）	（第13条）管理不全空家に対する措置についての勧告等 （第22条）特定空家等に対する措置についての勧告等	住宅課
32	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	（第10条）著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令を行う。	建築指導課
33	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）	マンションの管理の適正化を図るための勧告	建築指導課
34	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	（第97条）マンション建替事業の円滑な施行を図るための勧告	建築指導課
35	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）	（第15条）所管行政庁は建築主等に対し、違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。	建築指導課
36	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	（第81条）都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる	建築指導課
37	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）	（第57条）認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （第58条）認定の取り消し	建築指導課
38	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第百四号）	（第19条）　助言又は勧告 対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基本方針を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。 （第20条）　命令 対象建設工事受注者が正当な理由がなくて特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは基本方針を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	建築指導課
39	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	排水設備の設置等に関すること。 排水設備の指定工事店に関すること。 下水道使用料に関すること。 特定事業場からの排水に関すること。	下水道管理課
40	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	（第17条、第144条）学齢児童の保護者に対する就学義務の履行、督促及び罰則処分。 （第20条、第145条）学齢児童又は学齢生徒を使用する者がその児童生徒の義務教育を妨げた時の罰則処分。	学校教育課